

統合ヨーロッパと宗教・生命の政治

小川 有美

1. 政治(学)における人間性問題

フランシス・フクヤマとユルゲン・ハーバーマスという、一般的には保守派と左派リベラルという対立する立場と考えられている二人の社会理論家の視点が、二十一世紀に入る頃から意外に接近してきているように思えます。それはどうしてか、というと、政治における人間性が焦点になってきているということと、たとえばフクヤマには『大崩壊―人間性と社会秩序の再構成』(The Great Disruption: Human Nature and the

Reconstitution of Social Order)、ハーバーマスの方は『人間の将来―リベラルな優生学への道。』(Die Zukunft der menschlichen Natur: Auf dem Weg zu einer liberalen Eugenik?)という本がありますが、どちらも「人間性」ということが原題に入っています。フクヤマは九〇年代初め、冷戦直後に『歴史の終わりと末人』という大仰なタイトルの本を出しました。それは基本的には、自由民主主義というものが歴史の到達点であり、新たなオルタナティブや世界観の大対立というものはもうないと言った本です。しかし、その後少しずつ自分の説ある

いはテーマを修正しながら、それぞれベストセラーにしております。この次に話題になったのは『信頼』という本ですが、その続きに『大崩壊』という本を書きました。これは社会の同質性や規範や信頼というものの危機感をいろいろなデータをあげて訴えているのです。そして二〇〇二年に、『ポスト人間未来』（Omni Posthuman Future: Consequences of the Biotechnology Revolution）という本を出しました。これはバイオテクノロジーを主題にしている本です。

一方同じく九〇年代末から二〇〇〇年代初め、つまりこの世紀転換期に、ハーバーマスの方は移民や難民を含めた多文化共生のテーマについて、『他者の受容』（Die Einbeziehung des Anderen）、そしてバイオテクノロジー（特にヒトクローンの問題について、上の『人間性の将来』という著作を発表しました。もちろん、両者の立つ位置は違っています。フクヤマの方は科学技術の専門家や企業、あるいは場合によっては裁判所が優位になってどんどん人間性が掘り崩されること、生殖の権利や科学技術が跋扈（はつこ）することに対して、政治が主導

権を回復しなければいけないということをいつています。彼はあからさまに保守政治家のようないい方はないのですが、よくよく読むと、アメリカにおける保守主義が、一方では規制緩和の経済自由主義・科学技術自由主義の立場に、もう一方では中絶反対あるいはプロ・ライフ、プロ・ファミリーという社会的保守派、キリスト教右派に分裂するおそれに対して、危機感を示しています。ハーバーマスが重点をおいているのは、最近「討議デモクラシー」論として日本でも紹介されておりますが、討議倫理やコミュニケーションによる公共性の確保ということです。ヨーロッパにおける寛容というのが、今ではほとんど無関心と同義になっている、無関心でいられない他者に対しては敵対意識になる。そうではなくて、相手の世界観を理解し学習しようという倫理を唱えております。またハーバーマスはかつて「西ドイツ」というアイデンティティの危うい民主国家について、憲法愛国主義というものを唱えましたが、今日では「欧州憲法」のような枠組みを期待しています。そのように、討議倫理と共有規範がい

わば組み合わさって主張されているのです。

戦後の先進国では、実は倫理の問題というのは、公
共圏で広く共有されるというよりは、棲み分けがなさ
れる、あるいは部分化されてきた傾向があります。宗
教団体や運動団体、また倫理学者や哲学者の役割はそ
れぞれ小さくなかったわけですが、学問と社会倫理を
つなぐ役割というのは限られていた。この課題に比較
的早く取り組もうとしたのは、アメリカのケネディ倫
理研究所と呼ばれるようになるインスティテュートで
す。同研究所は一九七一年から、科学・プロテストタ
ン・カトリック・ユダヤ教神学（イスラームは当時入って
おりません）そして倫理学を接合するための、研究、啓
蒙、対話のムーヴメントを始めました。この研究所の
活動成果の一つとして、生命倫理を考える際の三つの
モデルというものが提示されました。一つは社会契約
論モデル、つまり生命倫理のことを手続きや社会的な
コンセンサスで考え、あるいは決めていこうという立
場です。二つめは臨床的なモデルで、個別的な対応、
プラグマティックな対応を中心にするモデルです。三

つめは功利的なモデルで、これは費用対便益、あるいは
は最大多数の最大幸福から考えるというものです。た
だ、このいずれのモデルも西洋の人文・社会科学では
以前から論じられてきたアプローチです。逆にいうと
西欧近代において非常にコンヴェンショナルな（従来
型）モデルであり、これで果たして対応できるのかと
いうことが今や疑問になってきます。

たとえば二〇〇五年明らかにになった韓国のES細胞
（胚性幹細胞Embryonic Stem Cell）研究の捏造事件がどうし
てここまで暴走したのかということですが、一つの歴
史的背景として指摘されるのは、韓国に存在する男児
選好です。伝統的にはシバジとかシネリと呼ばれるい
わゆる代理母にあたるもの、あるいは行きずりの旅人
から精子を提供してもらうような伝統があった。現在
不妊カップルというものがどの先進国でも悩みをかか
えた少数派として認知されていますが、韓国の場合、
「疑似不妊カップル」といいまして、男児がいなければ
どもそれを「不妊」として医療相談、治療を受けると
いう例が少なくなかったそうです。文化ステレオタイ

プですべて説明するのは危険ですが、この伝統的な価値観が残る社会でもっとも先進的な生殖補助医療（日本では生殖補助医療といいますが、英語で一般的には生殖補助技術ARTと呼ばれます）が、急速に普及しました。一九九四年にはBiotech-2000という国家計画ができ、その流れでES細胞のデータ捏造問題が起こったということを考えるとき、近代のコンヴェンショナルな枠組みではとらえられない、近代以前とポスト近代の問題がからみついてきているのがこのテーマであるわけです。

同じ二〇〇五年には、フランスで「郊外暴動」が起こりました。これは果たしてイスラームという宗教の問題だったのでしょうか。この暴動の要因は社会的排除であり、移民地区に対して、就学・就職をはじめとする差別があるとも分析されております。その一方で、一部の評論は、ヨーロッパで文明の衝突が頻発しつつあるともいいます。すべてのイスラーム教徒がテロリストではないが、テロリストはすべてイスラーム教徒ではないかとさえ、ヨーロッパの政治家が語った例が

あったそうです。フランスの「郊外暴動」については、統計的には実はイスラーム主義が深く浸透した地域は暴動の度合いが低く、静穏であった、また暴動に参加したのはいわゆるアラブ系の他、サブ・サハラ系の人、その二世・三世そして白人も多数あったということで、これについて「イスラーム暴動」だというのは客観的には肯定されません。ヨーロッパにおけるイスラーム社会の専門家である内藤正典氏は、暴動以前の著書ですけれども、キリスト教対イスラーム教の衝突ととらえるべきではないと、明言されています。ところが、この内藤さんの本をよく読むとこういうふうに書いてあります。ヨーロッパの大学で学位まで得たムスリム、昨日まで次はどのジーンズを買おうか、週末にはガールフレンドとどこへ行こうかと思案していた大学生が、一夜にしてジハードの戦士として覚醒する、就職の壁があり、モスクの共同体を見いだす、書物やイスラーム復興運動指導者に出会う。ヨーロッパの近現代社会の建前と自分たちの置かれた境遇のギャップがそれをもたらすと分析されているのですね。逆にいうとイス

ラームという要素がないというふうには書いていない。

2. EUヨーロッパに宗教的な亀裂はあるか？

それではEU統合が進むヨーロッパに宗教的・文化的な亀裂があるのでしょうか？ ここでは一つの断面として、トルコのEU加盟問題に触れておきます。二〇〇五年九月にドイツの総選挙がありました。日本の小泉首相がほぼ同時期の総選挙で郵政民営化を掲げて大勝しましたが、ドイツにおける大きなイシューは、社会保障や労働市場規制の改革問題でした。首相シュレーダーは背水の陣を敷いて選挙を早めたのですが——これはドイツの制度上異例のことでした——大変苦戦し、対抗馬であったキリスト教民主・社会同盟のアンゲラ・メルケルを首班とする大連合政権が発足することになりました。これは「改革」選挙、あるいは中道左派の衰退というふうにいわれておりますが、実はこの陰で重要であったもう一つのイシューはトルコ問題でした。トルコは六〇年代、八〇年代に正式にEC加盟を申請しているのですが、ずっと先延ばしにさ

れて、冷戦後ポーランドやハンガリーをはじめとする脱共産化諸国の方が先にレールに乗ることができた。EUとトルコの加盟交渉は最近ようやく開始したということなのです。しかしEUは加盟候補国に対し、交渉決定に際しても、加盟交渉の過程においても政治・経済・人権などのコンディショナリティをつけたり、スクリーニングをかけたりしている。ですから、トルコの加盟がいったいいつになるのかは実ははっきりしておりません。

メルケル女史は旧東ドイツ出身のプロテスタントなのですが、トルコの最終的なEU加盟に反対しております。特権的パートナーシップなら認めても良いが、EUのメンバーステイトには半永久的にしないという立場をとっているのです。これに対して、まだ政権にあった社会民主党のシュレーダーと、連合パートナーの緑の党出身の外務大臣フィッシュャーは、トルコの加盟支持の立場を打ち出しておりました。フィッシュャーはイスラームと民主主義、開かれた社会、女性の権利、近代的経済、メディアの自由が結びつけられるかどう

かが二十一世紀の我々の安全にとって決定的に重要である、として、西欧の自分たちのコミュニティに組み入れるという判断をしているのです。シュレーダーもまた、ヨーロッパの価値にコミットした民主的なトルコはイスラームの信仰と啓蒙的な近代社会の間に何の矛盾もないことを明らかに証明するだろう、と語っていました。つまり、イスラームとヨーロッパ近代が両立する樂觀的なシナリオといえます。これに対して、キリスト教民主・社会同盟の前の首相であったコールは（メルケルも同様ですが）、ヨーロッパはキリスト教共同体なのだと、敢えてそういうことをいっております。この対立軸が難しいことを示すのは、社会民主党のかつての首相であったシュミットなどは、「トルコは我々と完全に異なる文化世界である」ということをわざわざ発言して、どちらかといえばメルケルの政策を支持するようない方をしている。ある世論調査では、ドイツ人の六割が外国人を過剰であると感じているという「本音」が示されたようですが、トルコ問題というのは、外国としてのトルコと、かつてガスト・アルバ

イター、その後定住二世三世も含めている在独トルコ人の問題、彼らとの共存・摩擦、彼らの「票」等々、ドイツ人にとって敏感なイシューにほかなりません。

非宗教性に立つフランスでは、キリスト教国であるとは公けには認めませんが、ジスカールデスタン元大統領は、トルコが加入すればEUは終わりだという相当乱暴な発言をしました。一方現シラク大統領は同じ中道派陣営ですが、シラクは現実的に賛成の立場をとっているのです。社会党のロカールたちは、これだけ反対論が出るのはフランスの国内社会が荒廃し、失業が多く、社会不安があるせいであると、国内的要因を指摘しております。それから大変寛容な社会で知られたオランダも、イスラーム原理主義に批判的な映画監督が殺害される事件などがあって、宗教・文化の共存というものに対して黄信号がともっています。

ではトルコの加盟問題は、異なる宗教・文化価値に立つ国家間の対立なのかというと、そう単純ではありません。トルコは国是、国家体制として世俗主義国家です。いわゆるケマル・アタテュルクが作った共和国

は、非宗教性（ライシテ）に立つ、「単一不可分」のフランス共和国をもっと推し進めたような原理をとり、軍隊を世俗権力の柱にしているようなわけです。EUがトルコを批判する、あるいはスクリーニングをする理由の一つは、クルド人問題です。クルド人の自治・独立を求める活動に対して、人権抑圧をしている、テロリスト扱いをしているというのですが、トルコ政府の方に立ってみますと、トルコという国民国家の一体性を破壊し別のネイションを立てようとする動きを阻止しているということになります。またトルコによるアルメニア人虐殺の歴史問題を取り上げたパムックという作家の著書が、トルコで訴追の対象になり、これに対しても非常に強い非難が西欧からありました。ヨーロッパ型国民国家に倣い「創られた」トルコのナシヨナリズムが、今のヨーロッパに批判されているという皮肉な図式がそこにあります。

表（一五二頁）は、EU加盟国、そして加盟交渉中の国の宗教的な構成を示しています。ここには国教としての規定、信者の比率が書いてあります。原加盟国

のフランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ドイツ、ルクセンブルグ六カ国を見ますと、カトリックが優位です。EUの戦後初期の主導的リーダーは、シューマン、アデナウアー、デ・ガスペリというカトリックの政治家達だったといわれます。一九七三年の第一次大で、イギリス、アイルランド、デンマークが入ります。アイルランドを別として、これらの国々にはプロテスタントが多く、八〇年代に東方正教のギリシアが入ります。南欧で続いて加盟したスペイン、ポルトガルはもちろんカトリックが多いのですが、九〇年代に入ってスウェーデン、フィンランド、オーストリアが入ってくると、プロテスタントのルター派も増えるということになります。そして、冷戦後の中・東欧諸国が入ってくると、ポーランドはカトリック性の強い国なのですが、リトアニア、ラトビア、エストニアにはロシア正教やエストニア正教がある。キプロスはギリシア系です。ここにルーマニアやブルガリアが入ってくると、ルーマニア正教やブルガリア正教が加わり、さらにもしトルコが入ればスンニ派九九・三％の大加

表

C：カトリック P：プロテスタント 東：東方正教会

国名	条文 総数	憲法制 定年時	宗教条項	国教指定	信徒率(2000年基準)
ドイツ	146 ヶ条	1949	第140条	非宗教国	P 42.8% C 44.9
英国	非成典			英国国教会	43.5% C 9.8 他3.5
フランス	92	1958	第2条	非宗教国	C 76.3 イスラム6.3
イタリア	139	1947	第7・8条	教会と国家の分離、 ローマ・カトリック	C 83.2 無16.2
スペイン	184	1978	第16条	非宗教国	C 94.9
オランダ	171	1983	第6条	教会と国家の分離	P 14 C 33 無39
ベルギー	198	1970	第21条	政教分離	C 90 無7.5
ポルトガル	298	1976	第41条	教会と国家の分離	C 92.2
ギリシャ	120	1975	第3条	東方正教	97.6
スウェーデン	152	1975	経過規定	政教分離	福音ルター86.1 C 1.9
オーストリア	151	1994	第4条		C 78 無8.6
デンマーク	89	1953	第4条	福音ルター	福ル87
フィンランド	131	1999	第76条	福音ルター	福ル85.7
アイルランド	50	1937	前文	神の存在が前提	C 91.6 国2.3
ルクセンブルク	121	1868	第22条	国家と宗教の分離	C 94.9 P 1.1
〈新規加盟国〉					
ポーランド	243	1997	第25条	カトリック、教会と国家 の分離	C 90.7
チェコ	113	1992	不明	政教分離	C 39 無39.9
ハンガリー	79	1989	第60条	教会と国家の分離	C 63.1 P 25.5
マルタ	124	1964	第2条	ローマ・カトリック	C 93.4
スロバキア	156	1992	第24条	国家と宗教の分離	C 60.3 P 7.9 無9.7
リトアニア	154	1992	第26条	国家と宗教の分離	C 78.6 ロシア正教15.0
ラトビア	116	2003	第99条	教会と国家の分離	P 16.7 C 14.9 ロシア正教8.0
エストニア	168	1992	第40条	教会と国家の分離	エストニア正教19.9 福ル13.7
スロベニア	174	1991	第7条	国家と宗教団体の分離	C 86
キプロス	186	1960	第18条	国家と宗教の分離	東方74.5 C 1.4 P 6.9
〈加盟予定国1〉					
ルーマニア	152	1991	第29条	国家と宗教の分離	ルーマニア正教86.8 C 5
ブルガリア	178	1991	第13条	東方正教、準国教国	ブルガリア正教85.7 イスラム12.1
クロアチア	147	1990	第41条	国家と宗教の分離	C 72.1 セルビア教14.1
(トルコ)	177	1982	第1条	非宗教的	スンニ派99.3 キリスト0.3

出所 坂本進『ヨーロッパ統合とキリスト教——平和と自由の果てしなき道程』、新評論、2004年、234頁

盟国となります。EUは宗教を出発点とする共同体とは謳っておりませんが、原加盟六カ国時代の宗教的同一性から、拡大ごとに宗教的多様性の方に広がっているということは明らかです。

では、これら宗教的に多様な諸社会が、どれくらい異質な、たがいに相容れない社会であるといえるのか。それについて、ラーネとエッソンという北欧系の研究者がデータに基づいておこなった比較研究の要旨をその横に示してあります。宗教の教義・思想というよりも数字で結果が出てくるような分析なのですが、たとえばウェーバーのいったようにプロテスタンティズムが資本主義的経済発展をもたらすかどうかという点について、おおまかに次のように結論しております。プロテスタント社会は経済的な豊かさやデモクラシーと相関関係があるが、今日経済成長とあまり相関はない。カトリックはいろいろな面で中立的である。仏教の国々は急速な経済成長の一方、民主化には遅れが見られる。イスラームは、民主化・政治発展とも、経済発展とも、負の相関にある。

ところが、民主化の程度は、実は経済発展水準と相関しているともいわれます。そこで、その国が同じ経済的豊かさであつたらというふうに統計上コントロールして考えてみる必要がある。もし同じ程度の経済水準であつたらという前提をおくと、有意な違いとして出てくる結果は少ない。プロテスタントの場合には、男女平等と腐敗が少ないということだそうです。デモクラシーすらそれほど強い相関はない。イスラームの国々は、男女平等とデモクラシーについて若干負の影響が見られるということです。相当限定的な結果が出ます。ただ、国家別の調査データにもとづく比較です。そのこと自体がもっている分析の限界というものがあります。市民が、どの程度の強さで信仰を表しているのか、実際に宗教的組織で活動しているのかということは示されていません。

3. 生命倫理と各国の法・政治

生命倫理の問題も、宗教性と同じく、世紀転換期の世界において人間性とは何であるか自明ではないこと

を露にしたという意味で共通性がある、と考えることができます。ただし今のところは、時々ショッキングな事があったときのみ、社会は生命倫理に関心が向きがちです。かつては臓器移植手術、試験管ベビー、クローン羊ドリーの誕生、昨今では一つはクローン、ES細胞そしてそれと密接に関連している着床前診断というものが衝撃を与えております。クローニングは、「クローン人間」を想起させるショッキングな言葉となっておりませんが、患者と同じDNAのES細胞を培養することによって、拒絶反応のない新しい難病治療の可能性が広がる。着床前診断は、受精卵の分裂した一部を取り出し遺伝子DNAを調べて、選別して着床させることにより、そういう遺伝子の子供が生まれるという操作ができるわけです。そうすると単純に言えば、背が高い遺伝子をもった子供を産みたい人は、試験管で受精させてそういう胚だけ選んで子宮に戻してやればいいということになります。オーストラリアで、長男が大変な遺伝性の難病であり、それを救うためには特定の遺伝子をもった弟あるいは妹が生まれれば彼を

救えるため、両親は大変苦勞してやっとその条件になった弟を生んだという事例があります。それは兄のために生まれさせられた弟、デザイナー・ベビーといって論議、非難を呼んだのです。その両親は大変苦悩して、「私たちは長男も愛しているし、次男も愛している」とインタビューではいっていましたが、そういうことが実行されているわけです。もっと野放図な発想ではトランス・ヒューマン主義者という人々がいて、人間はどんどん進化すべきである、遺伝子操作をして、例えばより健康でより優れたより運動能力の高い人間ができるのならそうなっていくべきだというような立場の人たちもいるそうです。これは半分SFじみた話ですが、次に欧米のいくつかの国における生命倫理をめぐる政治の展開をとりあげていきましょう。

アメリカ

アメリカというのは福祉大国とはあまりいわれませんが、軍事大国であると同時に科学大国であり、特に医学研究大国であるといわれます。アメリカでは医

学の問題について国立医学研究所（NIH）が権威になっていて、それを中心に科学者コミュニティというものが形成され、科学者コミュニティの自律性の下で高度な技術的發展がなされてきました。アメリカの基礎研究には大変な国家的投資がなされてきましたが、ここでは政治的介入をそれほど受けていなかったのです。いい方を変えれば、専門家同士のピア・レビューによってガバナンスがなされていたということができます。そして法曹の世界では裁判所が中絶を個人の権利としていち早く認めてきたわけです。ところがその中で、市民の関心を引くセンセーショナルな事件が起こります。例えば代理母をめぐるベビーM事件という有名な事件がありました。この事件では代理母が子供を手放したくなり、報酬は払わないけれど私の子供にしたいと主張し、ニュージャージーの州最高裁は代理母の金銭による契約は無効だけれども、子供の最善の利益を鑑みて、代理母ではなく、依頼者の生化学者と医者のカップルの方に軍配を上げました。それでもこのように司法によってある程度統制されるというアメリカ

カの伝統があったわけです。しかし、そのうち中絶問題は政治化し、中絶反対派、いわゆるプロ・ライフ派と、中絶を認めるプロ・チョイス派の対立が起こってきて、中絶をおこなっている医師に対する殺人予告というものも流されるようになっていくわけです。

バイオテクロノロジーが進展すると、クリントン政権時代に国家生命倫理委員会というものがクローン問題に対して答申をするよう求められました。クローン技術についてはどちらかといえば共和党の方に禁止派が多く、民主党の方がリベラルな対応だったわけですが、クリントンはこの研究から得られる多大な恩恵、難病などへの利益を訴え、ES細胞研究に対する政府助成も徐々に解禁されたわけです。しかし、生命倫理問題はさらに政治化していきます。全国カトリック司教会議、全国生命権利委員会、全米生命同盟、クリスチャン・コアリションのような宗教右派に近い団体が禁止論を唱え、これに対しかつて自律性を享受していた科学者コミュニティの方は、我が国の歴史の中で議会が科学的な探求、技術を禁じたことがないといって危

機・懸念を表明するにいたります。それはいわゆる圧力団体レベルから、日本でいうところのワイドショー化、メディア・サーカス化する現象に変わってきております。二〇〇五年の初めにはテリー・シャイボ事件が連日TVで流されるという形になりました。長らく植物状態であった妻の装置をはずして安楽死させることを夫が求めたのに対して、妻の両親とジェフ・ブッシュ州知事とプロ・ライフ勢力が訴訟を起こすなど、大変な反対と妨害をおこないました。ブッシュ政権にはネオ・リベラルな市場経済主義と、他方で社会的保守主義が混在していますが、ブッシュ大統領はヒトクローンに対して非常に厳格な態度をとっております。

ドイツ

ドイツにはまったく別の特徴があるといつてよいでしょう。ドイツでは胚保護法という名前の法律が一九九〇年にできています。しかしこの法律に対し、『ドイツ医師報』という雑誌は、ドイツの医療技術を国際的に孤立させたと批判しました。『ドイツ医師報』という

のは伝統ある雑誌で、ナチス時代にはいわゆる優生学的安楽死を国家的使命として推進し、戦後はそれを悔いる表明を出しております。ドイツにもやはり医学専門家コミュニティの強い権威というものがあるわけですが、ナチズムの過去、それからキリスト教的な生命観がそれを制約する条件となっている。そこでいわれるのは人間の尊厳ということ、この言葉はドイツの憲法である基本法的一条にすでに書いてあります。そのような価値観はスイスやオーストリアという、近接しているがドイツとは異なる過去をもつ国も含めて、打ち出されています。アメリカやアングロサクソン諸国でいわれる個人の権利という規範を超えて、胎児とか精神病者、あるいは未生の生命も含めて「社会共同体」としてのまなざしをもった規範が見られる。これを「価値レジーム」といっても良いと思うのですが、家族関係や社会秩序を安定化させるというドイツの福祉国家の発展史にもある秩序観とつながっていますし、他方で新しい形の家族や不妊カップルのような社会的な少数派をいわば排除している形にもなり、パターン

リステイックな側面を指摘することができる。

前首相シュレーダーはES細胞技術については相当リベラルな立場で、経済的チャンスを活用するかしないかということは決して金儲け主義ではなく、立派な「倫理」問題であると主張して、国家倫理評議会というのを首相権限で設置してしまったのです。バイオテクノロジーはIT並みに重要であるという焦りもそこにあったようです。ところが、すでにドイツ連邦議会には現代医療法倫理審議会というのがあり、シュレーダーに強く反発してこの問題を話し合う民主的正統性は議会に存するということを訴える。当時のラウ大統領は、牧師の息子ですが、「すべてが良いことなのか——人間の基準と尺度にあった進歩のために」という、説教と揶揄されるくらいの倫理的な演説をおこなってシュレーダーを牽制したのでした。社会民主党はこの問題でやはり分裂しています。ノルトライン・ヴェストファーレン州首相のクレメントは、イスラエルからES細胞を輸入する予算をつけるという突出した政策をとりました。二〇〇五年秋以降のドイツはキリスト教

民主・社会同盟と社会民主党の大連合政権ですが、生命倫理政策については、価値横断的な連合となっており、帰趨はわかりません。そして注目すべきことに、緑の党は、社会的に最もリベラルだといわれますが、生命倫理については、キリスト教民主・社会同盟と並んで、あるいはそれ以上に慎重な立場です。

フランス

フランスは、ライシテ (laïcité) と呼ばれる、日本という政教分離の原理が徹底している国です。宗教性を公に認めない一方で、人権というものに対しては敏感であるので、ミッテラン大統領時代から、人権宣言に照らして「人体の人権」というものが必要であるという流れが生まれ、九四年までに生命倫理法というのが整備されました。それが民法や医療法の改正にまで波及していつているのです。ただし、フランスではドイツのようにキリスト教やナチスの過去という倫理上の具体的な基盤がないので、国家的な規範、公共規範であるけれども、宗教や信条を問わないような形でしか

法文化されなかった。だから、何が生命の始まりであるというようなことはいわば括弧に入れておくわけです。行政上は公共の精子バンクなどが発達し、憲法院などいろいろな国家機関が生命倫理問題を審議している。この問題を国家が扱うという方向性——ステイテイズム——は明らかにしているのですけれども、その内容的については機関間でも論争が絶えません。

イタリア

イタリアでは、九〇年代初め、キリスト教民主党対共産党の左右分極、中間の中小政党という従来の政党システムが瓦解し、日本の政治改革よりもはるかに徹底的に政界再編が進みました。その後現れたのは、ベッルスコーニのフォルツァ・イタリア、地域政党の北部同盟、共産党が転換した左翼民主党など、新しい政党によるまったく新しい政党システムの枠組みです——「第二共和制」といわれるほどです——。九〇年代にもう一つ存在感が高かったのは、前教皇であるヨハネ・パウロ二世です。ヨハネ・パウロ二世は一方で

カトリックの歴史上の罪責問題などを比較的是っきりさせる立場でもあり、他方で社会的な倫理、特にsex(性)とlife(生)に関する倫理については非常に厳格な立場をとっているわけです。それは現在のベネディクト十六世にも継続されているといわれます。バチカンでは科学アカデミーという機関をもっているのですけれども、ヨハネ・パウロ二世の時代、生命科学アカデミーというものが設立されました。また、自発教令「生命の奥義」、回勅「生命の福音」などが次々と発せられて、現代の科学技術が、生かす文化ではなくて「死の文化」を生み出していると、はっきりした批判的立場、価値判断を示しました。このカトリシズムと関連の深い人格主義が最近フランスなどでも見直されているのですが、人間が何をするかとか何を持つかという世俗主義の倫理に対して、人格主義の方では「人間である」ことの価値、いい方を変えれば、尊厳というものを強調するといつてよいでしょう。カトリックの生命倫理の専門家であるセラは、三つの定数が今欠けている、一つが人間、二つめが家族、三番目が神ある

いは超越であるといういい方をしています。

これらはカトリック思想からいえば自然な世界観なのですが、実際のイタリアは、生命倫理に関する価値対立が激しいゆえに、規制が確立するというよりは野放しになってきた面があるのです。提供された卵子で六十三歳で子供を産んだ女性とか、妻の死後、自分たちの受精卵を妹に出産させたカップルとか、いろいろな事例が出てきて、「何でもあり」のイタリアは *Mezzogiorno*、西の果てといういい方がなされることもあるそうです。そのような現状に対してももちろんカトリックの側は反発を表明します。一方「オリーブの木」と呼ばれた中道左派陣営は、どちらかといえばリベラルな立場で、婚外カップルはもちろんシングルの女性や性的少数派まで、生殖の権利を広げていくような論調を展開しました。中道右派陣営「自由の家」はベルスコリーニの党、旧ファシストであった国民同盟、それから北部同盟の連合ですが、中道左派の方に含まれていたキリスト教民主派・左派は、倫理的には中道右派の方に接近しやすいので、そういう意味では中道左派は

この生命倫理イシューで分裂する構図であるともいえます。一九九九年、議会で下院できわめて制限の強い生命倫理法案が可決されたのですが、最終的に廃案になるなど曲折があり、二〇〇四年にはほぼ同じような内容——人工授精と体外受精を不妊の夫婦のみに認め、第三者による精子・卵子の提供、代理母、ヒト胚の凍結保存と実験研究などを禁止——の「生殖補助法」がベルスコリーニ政権の下で成立するのです。これに対抗する左派主導の動きから、制限の緩和を求める国民投票がおこなわれることになりましたが、さらにバチカンをボイコットするよう促すキャンペーンをはりました。この論争の中で、受精卵から胎児までひっくり返る存在を指す言葉が生まれて、世俗国家として誕生したイタリア（たとえば民法）がもっていないかった言葉が作られたりもしているのです。「コンチェピート」というのですが、胎児どころか生まれた後の家族までその価値のコノテーション（言外の意味）を含んでいるようなのです。しかしバチカンの介入に、当時国民同盟党首で中道右派政権のフィーニ副首相兼外相が、「国民は

信仰を示すために投票所へ呼ばれているわけではない」と教皇庁による棄権呼び掛けを批判するなど、倫理と政治の壁が揺れ動いています。

4. 一つのヨーロッパと多数のレジーム

では、倫理の問題に、ヨーロッパという単位で答えを出すことはできるのでしょうか。ハーバーマス、欧州憲法派、スウェーデンの社会学者テルボーンなどは、民族や歴史的アイデンティティ、古代からの文化ということではヨーロッパを定義することはできない、ヨーロッパとはすなわち断絶であり、反省であり、経験の集積であり、未来の開拓であると、考えています。つまりフランス革命のように、「再建設」モデルなのです。この考え方がつねに成功するかというと、欧州憲法条約発効が頓挫したように、樂觀視はできない。欧州憲法条約の起草時も、調印後も、宗教問題は厳しい議論になりました。イタリア、ポーランド、その他のヨーロッパのカトリック団体からは「キリスト教の遺産」を書き込むべしという要求が出されました。これ

に対しライシテ、政教分離に立つフランスは、「神」という言葉は記載してはならないという立場です。欧州憲法のテキストでは、文化的・宗教的・人文的遺産というワンオブゼムの控えめな位置づけで、またキリストないし神と書かないで、宗教に言及したのですが、それはきわめて曖昧な表現でした。

EUとは別に、欧州会議 (Council of Europe) は、生命倫理条約というものを作っています。欧州国際関係ではEUも重要ですが、欧州会議も法規範上重要な役割を果たしてきたのであり、有名な欧州人権条約は欧州会議の産物です。生命倫理に関する欧州会議の条約は、画期的といえば画期的なのです。ヒトクローンの制限・禁止について、まず一九九六年に合意され、九八年に追加議定書ができ、最近も改定されたのですが、これは各国民国家を超えて生命倫理についての枠組みを作ろうというものだからです。ところがこの条約は「ヨーロッパ」と銘打っていますが、図(一六三頁)のように批准までした国を確認してみると、調印した上に、批准までしている国が限られている。デンマーク、

エストニア、リトアニア、スペイン、ポルトガル、中・東欧諸国、ギリシア、トルコなど、多くはEUに後から入った中小国です。逆にいうとEUの中枢国、大国はここに入っていない。ということは、ヨーロッパで真に共有された条約とはいえないわけです。

今政治はグローバル化やEU統合によって国民国家を超え、ポスト・モダン、ポスト・ナショナルリズムに向かっているといわれます。ところが実際のところ、こういう倫理的問題を処理するのはどこなのかという問題が残っているのではないでしょうか。グローバル化論やリスク社会論では、国民国家とその代議制政治ではもはや問題が解決できない——テロリズムしかり、伝染病しかり、環境問題しかり——と強調される。それから、サブ政治——もはや政治的に本当に重要なことは議会の論議ではなく、テクノロジーの世界や市民社会にある——ともいわれている。確かにそのようなですが、それを政治的な正当性と権力を担保する形で決する段階では、やはり既存の政治の枠組みに持ち込まれていくこともある。スイスは州によって生命倫理

に対する寛容さが違っていて、ザンクト・ガレンなどは非常に厳しいのです。その濃淡があまりに激しいので、連邦裁判所が一定のガイドラインを引いてあまりにも厳しい制限は認めないということにしたのですが、そうすると連邦レベルの規制に対して、スイスは直接民主主義、住民からのイニシアティブというものが伝統的にあるために、消費者保護の雑誌を中心に厳しい生命倫理規制を作ろうという直接デモクラシーが噴出して政府の法案と衝突しました。社会学者ベックのいうように、「方法的ナショナルリズム」は時代遅れかもしれない。しかし新しい政治的決定の枠組みがすぐに再建設されるともいえない。

ベックによれば、ポスト・ナショナルな国家のイメージは、一方では問題を共有する「開放世界国家」、コスモポリタン・デモクラシーであり、他方では「監視国家」モデルである。そのどちらかに向かうだろうと予想されています。ベックは監視国家による未来を歓迎してはいないのですが、テロリズムや移民問題について、監視国家という方向性は、現実にある程度うか

がえます。しかし生命倫理問題については、監視国家モデルですべてコントロールできるとは考えにくい。

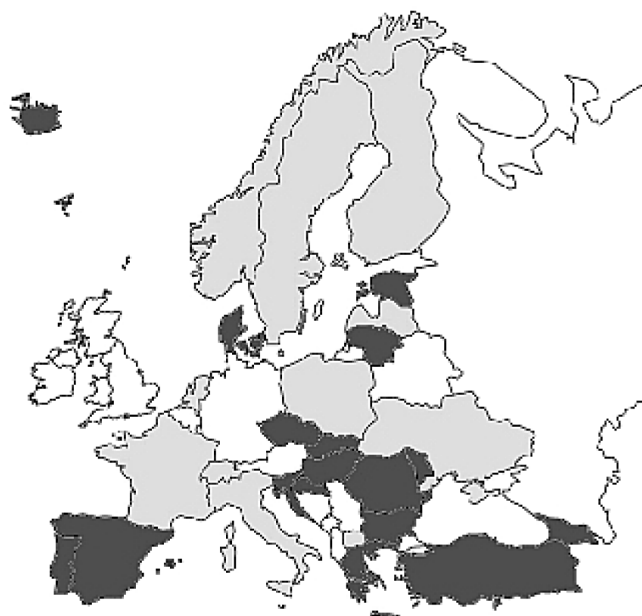
ヨーロッパの場合、歴史的に政治的・宗教的・民族的な多様性、少数派が存在してきたのであり、社会的統合をどうやって実現するか、さまざまな伝統的な枠組みがあります。福祉国家についても移民の扱いの問題についても、そのような枠組み、レジームがある。イギリスはリベラルなレジームであり、ドイツなどの大陸諸国は団体ごとの自治を認めるコーポラティズムのレジーム、そしてフランスの場合、国家中心のステイティズムのレジームがあるといわれ、それぞれのレジームが少しずつ修正されながら対応してきました。この多数のレジームのうち、何が正解かを決めるのは難しく、二〇〇五年イギリスでバス・鉄道テロが起こったとき、イギリスのリベラル・モデルの危機管理能力の喪失といわれ、フランスで「郊外暴動」が起こると、共和国モデルの矛盾といわれ、どれも完全というわけではないようです。ただ常にそれぞれのレジームが残りながら改修されていく。ときには、新たに他のレジームの要素をミックスする「異種

交配」が、意識的に企てられる。ドイツのメルケル首相も対トルコ政策を再考している。日本はそういうレジームがはつきりしていないので、討議の欠如と極論を振れ動くという批判があります。科学技術社会論にしても、宗教政治論にしても、「われわれ固有の伝統」として（本質主義的に）考えるより、個性をもつけれども再構成され修正され続ける「レジーム」として、開放的に価値とルールを論じ合うことが、政治として解決に近づいていく出発点になるのではないのでしょうか。

（おがわ ありよし／立教大学教授）

（本稿は二〇〇六年一月二十六日の研究会での報告内容に加筆
いただいたものです）

図 人権・生命医学条約 (the Convention on Human Rights and Biomedicine updated 27/01/2005) の批准国 (黒)、署名のみの国 (灰色)、非参加国 (白)



出所 Council of Europe (http://www.coe.int/T/E/Legal_Affairs/Legal_cooperation/Bioethics/Texts_and_documents/ETS164map.asp#TopOfPage)